

第 4 0 1 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 6 年 5 月 2 9 日

5. 傍聴者

丸亀市漁業協同組合	参事	西川正則
のぞみ総合法律事務所	弁護士	小笠原健
多度津町漁業協同組合	組合員	志摩勇紀
多度津町漁業協同組合	組合員	志摩由美子

6. 議事事項とその結果

第1号議案 「まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量について（諮問）」
諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第2号議案 「第二種共同漁業権漁場に係る入漁権の設定に関する裁定について（協議）」

内容について事務局が説明し、了承された。

第3号議案 「漁業法第91条第1項に基づく指導について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第4号議案 「令和6年度全漁調連総会の結果概要について（報告）」

内容について事務局が説明し、了承された。

7. 議事のあらまし

北尾会長が挨拶の後、議長となり、議事録署名人に森委員と嶋野委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

それでは議題に入ります。「まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量について」知事から諮問があります。事務局より説明願います。

〔事務局（湯谷主任）〕

（資料1に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、事務局から説明がございました。まさば及びごまさばの本県への配分については、昨年度同様、現行水準ということでございます。何かご意見ございますか。

（一同、意見なし。）

〔北尾会長〕

それでは意見がないようですので「適当である」旨の答申をしたいと思います。

続きまして、「第二種共同漁業権漁場に係る入漁権の設定に関する裁定について」ということで、まず私からこれまでの経緯について説明したいと思います。地方の多度津町漁業協同組合（以下「多度津町漁協」という。）と丸亀市漁業協同組合（以下「丸亀市漁協」という。）から塩飽漁業協同組合連合会（以下「塩飽漁連」という。）に入漁権を設定させてほしいとの要望が昨年10月にあり、それに対し塩飽漁連が断りました。その後、2漁協から11月20日付けで海区委員会に裁定の申請がございました。海区委員会はこの申請内容を塩飽漁連に伝え、これに対する意見書を出すよう通知を行ったところ、12月5日付けで意見書の提出がありました。12月8日に海区委員会で裁定について協議したところ、申請書と意見書の内容が違うことから判断ができないという結論にな

り、当事者である地方2漁協と塩飽漁連が話し合うことで妥協点を見出すことになり、裁定は一旦中断することになりました。その後、紆余曲折はあったのですが、地方の2漁協から話し合いがつかないので、裁定を再開してほしいとの要望書の提出がありました。それでは、事務局より説明願います。

〔事務局（赤井副主幹）〕

（資料2に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、事務局から説明がございました。何かご意見ありますか。

〔北野委員〕

審議の前に確認したいのですが、（塩飽漁連が弁護士に依頼したかどうかの）同意書（委任状）はあったのか、入漁料の支払いはあったのかどうかについて、確認は取れているのですか。

〔志摩委員〕

その証拠を今から提出していくのだと思います。こちらには入漁料支払いに関する領収書があるので、書面上のやり取りの形で、今後提出していくつもりです。

〔北野委員〕

そのあたりがはっきりしているのであれば裁定できるが、前回の会で、どちらが嘘をついているのか分からなかった。植田室長に聞きたいが、同意書（委任状）の確認は取れなかったのですよね。

〔植田室長〕

書類は見えていません。委員会から申請者へ証拠書類がないですかと求めていただいたらいいと思います。

〔北野委員〕

前回の時に聞いたら同意はできている（依頼を受けている）、弁護士は付けていると発言したのではないですか。

〔小見山委員〕

北野委員は委任状のことを言っているのではないですか。この前の会で、県が塩飽漁連に弁護士が入っていることを確認したと言ったことについての発言ではないですか。

〔植田室長〕

弁護士への委任状は確認できていません。

〔北野委員〕

日数が経っているのですから、弁護士と連絡をとり、白黒つけて会をするのならわかるが、それもしないままで審議するのですか。

〔小見山委員〕

塩飽漁連が委任していない弁護士を、県はずっとつけていると言っているが、県はどういう考えでいるのですか。

〔柏山課長〕

この前（令和6年1月11日に）、両者がお集まりになった時に、塩飽漁連から提出した意見書に代理人が書かれておらず、今は弁護士を付けていないと認識しています。

〔小見山委員〕

それでは、県は弁護士を付けてないことで納得しているということですね。

〔柏山課長〕

はい。

〔志摩委員〕

あの時に与島漁協の岩中組合長も「自分と高嶋参事とで意見書を作成した」と発言していましたので、そこで確認はとれていると思います。

この件に関しては、塩飽漁連と水産課が話をしてもらえば一番いいと思います。多度津町漁協と丸亀市漁協の意向としては、今までしてきた共同漁業権、建網が1年以上できていないということで、切迫している状況です。

〔小見山委員〕

今回、2漁協において塩飽漁連の証票を出せなくなったのは、令和4年6月9日に水産課の植田さん、大山さん、赤井さんが塩飽漁連に来て、今のまま、この2漁協に建網の証票を与えるのはダメですと言われました。今回要望書を見ましたが、令和6年1月11日の合同協議以降、2漁協から話し合いの依頼がきたことはありません。その後、同年2月1日に2漁協から塩飽漁連に対して要望書が提出されました。それに対する回答書を2月29日付けで提出して、その後2漁協とは何の協議もなく、今日この場で海区委員会に対し、要望書が提出され、話し合いが平行線に終わるといふ文言が入っていたと思います。塩飽漁連としては、この前の合同会議は場所的にも公だったし、（塩飽漁連の）3漁協から組合長と併せて2人ずつぐらいで、話が出来たらという考えで発言しました。多分、言いたいことも言えなかった部分があったと思います。今回塩飽漁連が2漁協に対し、多度津町漁協の新規1統、丸亀市漁協の8統のうち5統についてはいいですよといった回答書を出していたと思います、2漁協からは納得しない、名義は変えてほしい、有効期限を10年にしてほしいということまで言われ、うちがやらせてあげたいと言っても、県の指導が入ってやれんような状況になっていますのでどうにもなりません。今まで県はどのような指導をしてきたのですか。准組合員として組合に加入するように指導してきたのではないのですか。そのやり方を外して、今回証票を取りやめて、漁業許可としておろしてやってくれと言ってきました。大山さん、どうなのですか。

〔大山室長補佐〕

そういう方法もあると説明しました。

〔小見山委員〕

そうやって何回も県とだけ話をしてきましたが、十分な説明はなく、本当に2漁協がこういうことを提案しているのかについて確認してきました。それでも2漁協からは何の回答もない状況でした。県の考えで勝手に進めてきただけで、挙句の果てには、きちんと確認もせずに塩飽漁連は弁護士を入れたから県は一切間に入れません、放置しますということで、拒否が続いています。

〔植田室長〕

塩飽漁連の行使規則に問題があるとの指摘をさせてもらい、それを適正化するために4つの案を示しました。

〔小見山委員〕

それは、県の考え方ですよね。2漁協がどういう考え方かは聞いておりません。

〔志摩委員〕

少しよろしいですか。私も塩飽漁連の行使規則について、弁護士にお願いして調べて

もらいました。私も県に対して不自然に思っているのは、もともと塩飽漁連が行使規則違反をしていたのではないのか、県は今までどのような指導をしてきたのかという点です。私が聞いているのは、県は漁業法改正を契機に適正化をしたいので、何件かの案を出しますという話でした。協議というのは、うちの父（志摩重美氏、前多度津漁町漁協長）が活着ている時代から、塩飽漁連との協議というよりは、個人的なお願いとして、証票を出してもらっていたと思います。協議がどうのこうのという話が出ていましたが、今までは個人的にお願いしていたのです。だから本来はいけないと思いますが、暗黙の了解で金銭のやり取りもありました。今までは何の問題もなく、争いもなく、島（塩飽諸島）で商売ができました。死亡したらできないとか塩飽漁連と県との話は全く存じません。ただ、ひっ迫しているのは今までやってきた商売ができないということです。今後合併も控えている中で、後継者を育てる意味で、現状の名義人だけで、一代限りといった縛りというのは、今までなかった話ですし、もう多度津町漁協は商売できないといった状況です。多度津町漁協は、中讃9漁協の会の場で、「（県は中立の立場なので窓口）対応はできない」と言われたので弁護士を立てただけです。今日も先生には立ち会ってもらっています。先ほど小見山委員が言われた弁護士うんぬんの部分は、塩飽漁連と県とできちんと話してください。裁定の保留を戻してもらう際に、北野委員の言うように証拠を示せというのであれば、証拠書類はありますので、第三者である海区委員皆さんの意見も入れて、海区で裁定してもらった方が安心です。それと同じ中讃地区で、もう言い争いをしたくないです。行使規則違反を何十年も是正できなかったのは県水産課の責任です。だからそれを多度津町漁協の組合員に負担をかけないように、きちんと対応してあげてください。

〔北野委員〕

小見山委員にお尋ねしますが、入漁料の件は納得できていますか。

〔小見山委員〕

入漁料は、少し値上がりしていますが、ちゃんとあります。入漁料という形なのか、証票の書き換え代という形なのかはわかりませんが。

〔北野委員〕

金額はいくらでもかまわないですが、それで塩飽漁連が納得できていたら問題ないのではないですか。

〔志摩委員〕

行使料のことですよね。もし、共同漁業権の行使規則を公開できる場があるなら、組合員外にも証票を出しているということが載っているのです、書類の請求をしてもらえたらよいと思います。

〔小見山委員〕

今の水産課の現状では話になりません。塩飽漁連に弁護士が付いていないことを理解し認識しているなら、一言でも、塩飽漁連にどうしましょうかと仲を取り持つのが普通ではないのですか。仮に丸亀市漁協5統と多度津町漁協の新規1統について入漁させるとしていますが、県がどういうか分かりません。

〔志摩委員〕

ただ、そちらが言うように地方5漁協の第二種共同漁業権への入漁という交換条件を出されたら、こちらでも行使規則違反ということになりますし、5漁協の話なのでどうこ

う言えません。

〔小見山委員〕

前の海区委員会でも言いましたが、こういう海区の場で協議するのではなく、各漁協2、3名ずつ当事者同士の方が分かり合えることがあると考えています。

〔志摩委員〕

父が亡くなってから直ぐに、もうできないと言ってきたではないですか。

〔小見山委員〕

それじゃ、県は塩飽漁連にだけ、この話をして、丸亀市漁協や多度津町漁協には、この話をしていなかったのですか。

〔志摩委員〕

多度津町漁協には少なくとも行使規則が変わるので、(案を)塩飽漁連に打診していますという説明は、父が受けていたと思います。その後私が引き継ぐことにはなりましたが、こういう状態になったからには、きちんと(裁定を)進めてほしいと思います。

〔小見山委員〕

そこに県の偏った対応があるわけです。丸亀市漁協と多度津町漁協がこのまま操業ができなくなれば2漁協から怒られる、そんな考えで、塩飽漁連に説明に来ていたのではないですか。

〔柏山課長〕

先ほど説明したとおり塩飽漁連に今の行使のやり方ではダメなので、適正化するための方法を塩飽漁連で考えて下さいということで案を提示してきました。

〔小見山委員〕

案を示すというより、こうしろという言い方でした。許可制にしろという話でしたが、もしそうした場合、こちらの規則に関係なく、入漁する側の権利が強くなると思う。そうなれば、塩飽漁連の会員が納得するわけがない。県はどちらも納得するような案で説明に来るべきだろう。

〔柏山課長〕

ですから今回は、丸亀市漁協と多度津町漁協から海区委員会に対し、入漁権の設定について裁定申請が上がっており、塩飽からの意見を補充する文書について諮らせてもらっています。

〔小見山委員〕

意見を補充する文書は出すと思うが、要は、今後県はどう対応するのかを聞きたい。

〔柏山課長〕

裁定の申請が提出されている段階ですから、県としてはどちらに着くといった立場でなく、海区委員会で適切に判断いただきたいと考えています。

〔小見山委員〕

全部海区委員会に任せるのですか。こうしたらどうか、ああしたらどうかなど仲を持つ気はあるのですか。

〔柏山課長〕

ですから、1月に海区委員会からの要請もあり、海区委員も立ち合いの下、話し合いの会議を開いたわけです。

〔小見山委員〕

だから、あれは場が大きすぎます。

〔松本^伊委員〕

言いたいことも言えないのではないですか。

〔柏山課長〕

そこで、次からは海区委員会や県は来るなという話になったと思います。

〔志摩委員〕

前回の海区の議事録によると、「話がつかなかった場合には裁定に戻します。」との議長発言があったじゃないですか。その時に北野委員が言われたように、根拠のある証拠書類で判断する方が良いのではないのですか。他の委員さんはどう思いますか。

〔松本^梧委員〕

これまでの経緯の部分をかみ砕いて理解できていないので、今日この場で裁定を求められても、結論は出せません。まだかみ砕けていません。

〔宇山委員〕

県は何がいけないから、指導に行ったのですか。

〔小見山委員〕

行使規則で、本来やれんところに無理やりやらしとったわけです。これを県も黙って、見て見ぬふりをしていたのです。県の立場が悪くなったから指導を始めたのです。

〔森委員〕

塩飽漁連での会では、穏便に漁業者同士が膝を突き合わせて話したら、いい話になったのだから、今回もそういうように再度会を開いて話ができないのですか。

〔志摩委員〕

要望書の部分で、添付書類を見比べてもらったら分かるのですが、入漁をさせる代わりに、そちらにも入漁をさせろといった交換条件を持ち出されたので、これは話にならないということで、関係各所と話をし、海区の裁定申請をせざるを得なかったわけです。丸亀市漁協の商売については詳しくは分からないのですが、多度津町漁協では、10年間は入漁料も支払って、入漁する旗も掲げて、網の基準など決め事も守って生計を立ててきました。しかしそれとは別に、同じ内容で入漁をさせるなら、入漁させてやるというのはどうかと思います。塩飽の漁業者からも最近操業していないことを不思議がられて説明もしました。そこで今回、この海区委員会は嶋野会長をはじめ、各漁協長もいらっしゃるので、皆さんの意見を聞いて、公平公正に判断してもらうのが一番良いと考えたところです。

〔北尾会長〕

ありがとうございます。資料2の意見書の補充書の催告ということで、塩飽漁連から証拠書類を出してもらおうということでよろしゅうございますか。

〔小見山委員〕

期間はどうするのですか。

〔北尾会長〕

漁業法の規定でよくあるのは、2週間というのがございます。これでいいですか。

(一同、了承)

〔志摩委員〕

では、2週間の提出を求めた場合に、2週間以内に補充書が海区委員会に提出され、

それを各委員に配って見てもらう流れになるのですね。

〔北尾会長〕

はい。

〔志摩委員〕

わかりました。

〔小見山委員〕

先ほどの志摩委員さんの発言の中で、地方の漁業権と交換条件だと言われましたが、その件と関係なく、丸亀市漁協5統と多度津町漁協の新規の1統については認めます。

〔志摩委員〕

ただ、そちらの回答には合併後の話があり、藻建磯建は若い子にやらせてあげたら伸びるし、合併後は操業したい人が多いので、合併後に1統となると困ります。

〔北野委員〕

小見山委員に尋ねますが、合併後に6統というのは塩飽漁連として認められるのですか。

〔小見山委員〕

正直厳しいと思います。多度津町漁協の1統は新規です。

〔志摩委員〕

これは、父が受けていた1統を組合で一番若い者が操業したいというので、譲りました。それで、その者が1人で遠方まで出て操業するのは心配なため、合併後は丸亀市漁協の使われていない統数も有効に活用して若者同士何人かで一緒に操業できればという話を内々でしていました。しかし、（塩飽漁連からは）合併後は1漁協で1統しか認めない、ただし入漁させるなら考えるという内容の回答が返ってきたので、困ったとなったわけです。

〔小見山委員〕

最初、多度津町漁協の志摩委員の父に証票を出したのが平成25年11月です。その1年前の平成24年に、地方から無制限に入漁の要望があっても困るので、地方の各組合から要望があれば1漁協1統という形で入漁させあげましようという内容で（塩飽漁連として）決議しています。

〔志摩委員〕

白方漁協も1統、多度津町漁協も1統、宇度津漁協も1統、坂出市漁協も1統という考え方です。私は当時白方漁協の組合員として1統持っていました。多度津町漁協に移籍する際に2統になるので、1統分を返還しました。これには渋々納得しています。

〔小見山委員〕

それで今、こちらが考えているのは、現状の多度津町漁協で1統は了解で、これは新規であろうがもともとの考え方です。これに丸亀市漁協が合併する。その場合、丸亀市漁協から移籍した者については認めるが、8統だと聞いていたが、人が変わるというので、その点は認められない。5統までは認めると返しました。

〔志摩委員〕

しかし、それは元々出せない証票です。ですので、そこは県と塩飽漁連で話してくれたいです。なので、これは証拠資料を出せと言われては出しますし、県の指導について委員が確認したいというなら、指導の記録を書類で出してもらったらどうですか。

〔小見山委員〕

それと岡山県から入漁していた13統については、令和5年1月25日に臨時総会を開いて、岡山県側の6漁協の組合長を呼び、今は証票が出せない状況になったが、仮に出せても一代限りで返納してもらうということで、全漁協の同意はもらっています。

〔北野委員〕

共同漁業権の入漁は相手の漁協に対して何統出すと言いながら、実際には個人に対して出しているといった意味を持っているのですか。共同漁業権は相手の組合に対して出すものだと思います。

〔小見山委員〕

（証票を）出す方からしたら、こいつが来たらどうなるのだろうということはあるので、塩飽漁連では個人名で把握しています。問題を起こさないか、行使者も精査して判断するのは当然のことだと思います。

〔志摩委員〕

しかし、行使規則には組合に対して何統という記載になっています。

〔北野委員〕

申請してきた者に、悪いところがあって断るなら話はわかるが。

〔北尾会長〕

それでは海区委員会として裁定を再開し、催告を出します。併せて、できれば、小人数での話し合いについても並行してやっていただくことを望んでおりますので、そういう努力もしていただきたいと存じます。

〔小見山委員〕

膝を突き合わせて話し合う方が、納得できる結論が出ると思っています。

〔志摩委員〕

9漁協の会の中で話がついても、塩飽漁連に一旦話が戻ったら、おかしな方向に話が行くので、法律に基づいてやる方がいいと思っています。

〔嶋野委員〕

色々と意見があるとは思いますが、1月11日に塩飽漁連での会議で意見も出たのですが、小見山委員もいわれたように、大勢の場で話をすると建前論ばかりで、なかなか本音の部分が出せないと思いますので、裁定も大事だとは思いますが、まずは北尾会長の提案にもあったように、少人数での話し合いを進めていただきたいと考えています。

〔志摩委員〕

申し訳ありませんが、7月に合併を控えているので、なかなか協議の時間を持つことができません。丸亀市漁協とも話したのですが、書類で裁定の手続きを、まずはお願いしたいと考えています。合併後の話は水面下で進めることになると思います。

〔北尾会長〕

嶋野委員さんもいわれたように、そういう努力もしていただきたいですし、書類の提出も2週間の期限ではありますが、2週間後に海区委員会を開くわけではございません。各委員さんに資料を配布してからということですので、時間はある程度あります。是非、話し合いの場を検討していただきたいと思っています。

〔小見山委員〕

お互い、合併後をにらんだ話で検討しなければいけないと思います。

〔植田室長〕

日付についてお知らせしておきます。2週間後ということで、初日不算入なので、本日29日に文書を出して、6月13日の木曜日を期限といたします。

〔北野委員〕

1統と5統という話で進めるのは、バラバラになるので、やめてほしいと思います。

〔志摩委員〕

権利は今の持ち分になりますので。そこを委員さんに資料を見ていただいて判断してもらうということです。中讃のブロック長にも確認をしていますが、海区にあがった裁定は海区の中で決着つけないと保留にすると長引くと聞いています。良きにつけ悪しきにつけ、判断してもらった方がお互いにあきらめもつので、勝った負けたではなく、客観的に判断をしてもらいたいです。

〔筒井委員〕

入漁権を設定した場合には、人が変わったからといって、入漁権をとり上げるのはできないと考えていいですか。

〔赤井副主幹〕

入漁権が設定された場合、設定された漁協において、入漁権行使規則を作成して、その中で資格要件を定めることになっていますので、入漁権を有する組合で認められているのであれば、それをとり上げるという話にはならないと思います。

〔筒井委員〕

従前の認められた権利について、人が変わった場合、権利をとり上げることが前提の権利だったのですか。それともそうではなかったのですか。

〔小見山委員〕

入る人間を理事会にかけて、理事会で認められたものとしてやってきましたが、すべて違反だったので、本来やれない人にやらしていた状況です。

〔志摩委員〕

証票を受けた側からいえば、その者が理事会で認められたから、入漁を許可されると受け取っていました。

〔筒井委員〕

やり方に問題があったかどうかは別として、塩飽漁連としては、人が変わったら理事会にかけて認めるか認めないかの判断をしていく認識で、地方としては人が変わっても1統は1統だから、1年毎に更新する間は（認められる）という考えでしょうか。

〔志摩委員〕

今まで人を変えたことがなかったです。父である志摩重美が亡くなった時点で、その許可（権利）はないですと（言われました）。ただ必要であれば申請せよとのことで、本来であれば、元々（証票を）持っていた私が引き継いでもよかったのですが、（令和6年1月11日後の入漁申請で）今回初めて人を変えて申請しました。（丸亀市漁協は8統のうち、3統が名義変更をしていたので認められませんでした）うちは認められました。

〔筒井委員〕

その認識は現状では擦り合わせができていないということでしょうか。人が変わった段階で取り上げられるのですか。

〔小見山委員〕

塩飽漁連の行使規則の中では認められたやり方です。

〔志摩委員〕

こちらとしては、通達、通知、口頭の説明もなかったもので、全く把握していません。

〔小見山委員〕

どっちにしても、今の状態では入漁は出せない状況です。

〔筒井委員〕

適法な形で、従前と同じような権利を認める方法を模索されているということで、従前の権利がまずどういう状態だったのかということを確認した上で、それを実現するために入漁権でどのように認めるかというのが、話し合いのテーマになると思うので確認させていただきました。あと、これも従前の話なのですが、人が変わったら認めません、一代限りだという話があったと思うのですが。

〔小見山委員〕

人が変わったら認めませんとは言っていない。一代限りというのは、温情ではないですが、今こういう状態になったから急に権利をとり上げるのはさすがにダメでしょう。

〔筒井委員〕

もともとは、人が変わっても認められるということですか。

〔小見山委員〕

理事会で認められれば、OKということになっていました。

〔松本悟委員〕

行使規則によるものと思うのですが、その資格は何ですか。

〔小見山委員〕

その資格は、塩飽漁連の組合員でないといけないということです。

〔松本^悟委員〕

それは分かります。だからあくまでも行使規則に基づいて決めればよいということですが、それが無くなったら、たちどころにとり上げるとか、消滅するとかではなくて、継承できると思います。先代の引継ぎができるかどうかは行使規則によるのですね。譲渡とかは、生計を同一にする者に対してだけ引き継げるのか、あくまでも組合員であれば別の組合員に譲渡できるのかは行使規則によるわけですね。

〔小見山委員〕

そこまでは、行使規則に規定はありません。

〔宇山委員〕

理事会で認められる者に引き継がれるということだと思います。

〔志摩委員〕

今回は、その行使規則が間違っているのも、ややこしくなっている。しかし、そこで商売してきたのだから、出来なくなるのは困るという話です。

〔筒井委員〕

出せない者に出していたという理解なのか、若しくは出す方法を誤っていたという理解なのかというのはあると思います。組合員だけしか出せないものを、他の組合員に出していたのは、入漁権という設定の方法をとるのが本来だったのに、その本来の方法を取らずに（塩飽漁連の）行使規則でその組合員と同じような方法を取っていたところに

誤りがあったというような理解でよろしいですか。

〔志摩委員〕

はい。本来出せない証票をもらって、こちらとしては生計を立てていたの、生計を立てていけるようにどうかしてほしいということです。資料や行使規則を見ていただければわかると思います。

〔小見山委員〕

岡山県や丸亀市漁協には昭和47年あたりから証票をおろしているから、こちらとしては何のことやら訳が分かりません。県水産課は本来やれない者に対しては、准組合員で入れと指導をしてきましたが、今回はしなかったということです。

〔志摩委員〕

父から、准組合員になってもできないということを聞きました。

〔北尾会長〕

県は准組合員という案も提示したのでしょうか。

〔植田室長〕

はい、出しました。

〔志摩委員〕

その経緯の資料も出したらいいのではありませんか。事務局も根拠のある資料を出したらいいと思います。他の委員さんも分からないと思います。

〔宇山委員〕

入漁する人だけ、准組合員になって出資金を保証金代わりにすれば、それでいいのではないですか。委員会が認めると言っても、行使規則に準じるので、このままではやれないはず。何でもいいので今までどおり、やらしてあげたいと思います。

〔北野委員〕

丸亀市漁協が何年も行使してきたものを、小見山委員が言うように、合併したからといって、なしというのは言えないのではないですか。

〔小見山委員〕

そうではなくて、合併後も現丸亀市漁協の人が行使するなら構わないと思いますが、合併により、ごちゃまぜにして、現多度津漁協の組合員にその5統を当てるのはおかしいのではないかということを行っています。

〔北野委員〕

小見山委員が言うのは、現在の丸亀市漁協の組合員が行使するのなら構わないということですね。

〔志摩委員〕

もう合併が7月の目前に迫っているの、本当に困っているのです。

〔小見山委員〕

こちらとしても、今後は合併後の1つの組合として考えていく必要があると考えています。

〔北野委員〕

昔から連続して行使してきているものを、裁定として、塩飽漁連が認めないと言っているものを、合併後は3統や2統とする話で進めるならいいですけど、認めないとは言えないです。

〔志摩委員〕

とりあえず資料を出して話を進めましょう。合併後の話は後でまたアドバイスをもらって話をしましょう。

〔宇山委員〕

海区委員会で決めても、行使規則に違反していることをできるのですか。

〔北尾会長〕

漁業法第100条の規定によって、海区委員会の裁定で定めたら、入漁権は設定しなければいけなくなります。

続きまして「漁業法第91条第1項に基づく指導について」、事務局より説明願います。

〔事務局（藤原室長補佐）〕

（資料3-1、3-2、3-3に基づいて説明）

〔北尾会長〕

今回、山本委員さんは欠席されていますが、このような指導文書を出すということについて（山本委員は）ご存じでしょうか。

〔植田室長〕

月曜日（5月27日）に撤去が完了したという報告を受けた時に、直接鴨庄漁協で山本委員さんにお会いして、再度こんなことがないようにという話をしてきました。その時に海区委員会にもかけて指導文書を出していくということを伝えております。山本委員さんも仕方ないなというようなご意見でした。

〔北野委員〕

海区の委員が地元の組合員から訴えられたのか。何回もあったのか。1回のことでないでしょう。

〔植田室長〕

ここ3年続いていました。

〔小見山委員〕

これは罰則とかがあるのですか。

〔植田室長〕

指導の段階ではないです。もし、次に同じようなことがあれば、もう一度海区委員会に諮って、勧告というものを出していきます。それでも改善されない場合、次は（免許）取消の対象になっていきます。

〔嶋野委員〕

行使者の息子さんの骨折によって人手不足もあったのですが、あまりにも期間が長すぎます。山本委員が理解してくれているのだから、やむを得ないと思います。

〔北尾会長〕

では「適当である」旨の答申をしたいと思います。

続きまして、「令和6年度全漁調連総会の結果概要について」事務局から説明をお願いします。

〔事務局（小林副主幹）〕

（資料4に基づいて説明）

〔北尾会長〕

何か意見ありますか。

(一同、意見なし。)

〔北尾会長〕

その他として事務局何かありますか。

〔大山室長補佐〕

資料は準備してないのですが、一点ご報告させていただきます。漁業法が改正され、国が水産資源について今後、漁獲可能量、いわゆるTACによる管理を基本とすることで方針を示しております。現在すでにアジとかサバとか、日本で漁獲される水産物の6割がTAC管理されておりますが、それを8割まで引き上げようという方針が出されております。その中で瀬戸内海、私たちに関係する魚種としてヒラメ、マダイ、カタクチイワシ、サワラ、イカナゴ、トラフグといったものが候補として挙がっております。その中でも議論が進んでおりますカタクチイワシについては、昨日(5月28日)神戸で関係漁業者の意見を聴取する、資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合というのが開かれました。この会はすでに、第3回目ということで、なかなか議論がまとまらなかったのですが、昨日、瀬戸内海のカタクチイワシについて、特定水産資源の方向で検討するというので、反対の意見もあったのですが、会としてはまとまりました。正式には今後、国の水産政策審議会等を経まして、特定水産資源に決定されていくという流れになります。国の方針としては、令和7年1月1日から、瀬戸内海のカタクチイワシをTAC魚種とする方針です。これについては、秋頃に水産政策審議会が開かれて、国の資源管理基本方針が改正されます。それを受けて海区漁業調整委員会も香川県の資源管理方針の変更がありますので、またご審議していただくことになると思います。ただ、このカタクチイワシについては、漁獲量の報告が、未報告のものも相当あるというのが分かりまして、なかなかすぐにTACを入れて規制するということには当然ならないということで、まずは漁獲量の報告を義務付けるという方向であります。そこで、正確な漁獲量を報告して数年間積み上げて、改めて資源評価目標の基準も決めた上で、国は最終的なTAC規制、これはステップ3になるのですが、それに移行するかどうかは、漁業者の皆さんと協議しながら決めていくということになりました。以上ご報告です。

〔松本^伊委員〕

これは、まだ始まりに過ぎません。今後すべての魚に関わってきます。これだけ、いくら抵抗しても国は聞く耳を持ってくれないです。入るときは規則を緩めて、いざ管理するという時には決めてしまう。結局漁があるときには、身動きがとれなくなってしまう。

〔北尾会長〕

それでは、これで海区委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

〔閉 会 午前11時12分〕

上記は第401回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 森 勝 喜

署名委員 嶋 野 勝 路